

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2010賃金確定第1次要求書の内容について
交渉日時 平成22年10月21日（木） 15時00分～16時30分
交渉場所 職員会館大会議室
交渉出席者 当局側 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川人事課長 蒲原人事課主幹
石田人事課主幹 山田給与係長
組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計12人

概 要	2010 賃金確定第 1 次要求書の内容及び、勤務条件その他に関する交渉等を行った
組合の主張	（2010 賃金確定第 1 次要求について） ① 国の人事院勧告や、都道府県、政令指定都市の各人事委員会勧告内容にばらつきがある中で、先日提出した要求に対し、当局の考え方について確認したい。 ② 期末勤勉手当及び給料の引き下げ改定を行わないように要求しているが、当局の考え方は？ ③ 55 歳を超える 6 級以上の職員の給料減額については、これまでの国の考え方（職務給の原則）からも矛盾。給料表では上位にしながらカットによる逆転も生じる可能性がある。また、減額分の年間調整を給与改定される職員のみで行うことにも矛盾がある。このような矛盾だらけの人勧について当局としてどう考えるのか。 ④ 不利益遡及となる年間調整は民間ではありえない違法な制度調整であり、これまでの交渉で決着済みであることを踏まえ、実施しないのは当然であることを確認したい。 （特殊勤務手当について） ⑤ 当局は特殊勤務手当のこれまでの経過を踏まえるべきである。今後、平成 23 年 4 月実施に向けては交渉で協議していく。

当局の主張

(2010賃金確定第1次要求に関する考え方について)

- ① これまで、給与等の改定にあたっては、人事院勧告や生計費、近隣他団体の状況などを総合的に判断してきたが、今年は国、都道府県、政令指定都市の勧告内容にばらつきがあり、人事委員会を持たない本市では難しい判断をしなければならない状況にあるものの、貴組合に提起する際には、宇治市としての考え方を示すつもりである。また、市民や議会の理解と納得を得ていくことが必要である一方、雇用主としての責任を果たすことも必要であると認識しており、貴組合の理解が得られるよう、今後も引き続き検討・協議を進めていきたいと考えている。
 - ② 給料表の引き下げ改定については、国、京都府の勧告では盛り込まれているが、京都市の勧告には含まれていない。こういった状況を十分考慮して、判断すべきと考えている。また、期末勤勉手当については3.95月への引き下げが盛り込まれている。全ての都道府県、大部分の政令指定都市の勧告においてもそれを上回ることはない状況を考慮し判断すべきであると考えている。
 - ③ 55歳を超える6級以上の職員の給料減額については、これまでにない新しい考え方である。京都府や京都市の人事委員会が勧告していないことも考慮しながら検討する。
 - ④ 年間調整については、実施の必要性については、給与等の引き下げの程度や他団体の実施状況等を含め検討し、毎年貴組合と協議の上、決定してきたところである。そういったことも踏まえ、今年についても必要性について検討していく。
- (特殊勤務手当の見直しについて)
- ⑤ 特殊勤務手当については、付帯決議で上程を求められていた9月議会では、上程できなかったことに対し、引き続き厳しい意見があったことに変わりなく、この状況が続くようであれば議員提案も視野に入れている発言があったところであり、見直しに向け引き続き貴組合と協議を行っていきたい。特殊勤務手当の金額のこれまでの経過については確認する。